

## 議会活性化特別委員会の結果について（第16回）

日 時 平成24年1月30日（水） 午後4時40分～6時20分

場 所 委員会室

参集者 丸谷委員長、森副委員長、吉田委員、笹原委員、山川知委員、牧田委員  
卯目委員、向山議長  
北島副市長、田中総務部長  
田崎局長、山口参事、宮川主査

欠席者 なし



### 委員長あいさつ

- ・丸谷委員長あいさつ

### 協議事項

#### 1 地方自治法第96条第2項の議決事項について

- ・当初の条例案には、議会の議決事項が記載されていたが、あわら市には「あわら市議会の議決すべき事件を定める条例」があるため、この議会基本条例からその事項を削除した。

よって、別条例に必要な議決事項を加えるか、または、事件が発生した時点で追加するかどうかを協議した。

#### （主な意見等）

- ・あわら市の別条例を廃止し、議会基本条例の中に議決事項を取り込むべきである。
- ・現在、議会基本条例は、パブリックコメント募集中である。前回、この条例から議決事項は削除することで決定した。意見もないのに追加はできない。
- ・環境基本計画は議決事項にするべきである。
- ・食育基本計画については、計画書が完成してから議会に報告があった。作成の段階でも報告すべきである。
- ・個別の計画はいくつも様々な分野で存在する。それらをまとめた総合的な計画が総合振興計画である。よって、総合的な計画について議決してもらえれば網羅され则认为る。

- ・5年以上の計画については議決事項にしてはどうか。
- ・議決事件を定める場合は、その範囲をしっかりと決めないと事務方が迷う。
- ・総合振興計画は、市の大枠を決めるものである。よって今までは、議会の議決が必要であった。それが自治法が改正され議決事件から外れてしまった。よって、議決事件にすべきと思うが、その他の細かい計画までは議決の必要はないと考える。
- ・必要な事件が出てきた時点で協議し、条例を改正して、議決事件として追加すればよい。
- ・ケースバイケースで行うと、その時の議長や委員長の考えによって同じ計画でも対応が異なってくる。それはよくないと思う。議決事件の計画は具体的に定めてほしい。また、手法を定める計画は、議決事件から外してほしい。
- ・議論が深まらない理由は、どのような計画があるのかを把握していないからである。次回委員会までにどのような計画があるか調査してほしい。

## 2 その他

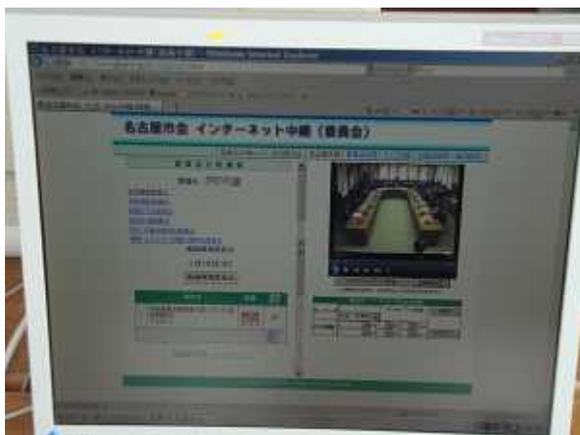
### (1) 会議のインターネット配信について

- ・H24 当初予算要求で常任委員会の様子をインターネット配信することについて協議した。

#### (主な意見等)

- ・配信を行った場合、委員会の運営に支障はないのか。
- ・暫時休憩の場合は、録画をストップする。
- ・費用や視聴率の関係で、ライブ配信ではなく録画配信とする。
- ・議員及び理事者の資質向上が必要である。
- ・議長が先ほどのバスの中で、全議員に説明し、委員会に任せたいと説明した。委員会としては公開としたいので、常任委員会のインターネット配信（録画）の予算要求をお願いします。

### (2) 次回開催日は、2月7日（火）、パブリックコメントの結果について



名古屋市議会のホームページ  
(インターネット配信状況)



常任委員会放映の様子